

(趣旨)

第1条 この要綱は、屋外広告物法(昭和24年法律第189号。以下「法」という。)第7条第3項及び第4項並びに越谷市屋外広告物条例(平成26年条例第96号。以下「条例」という。)の規定に基づき、本市内における貼り紙等の違反広告物の簡易除却を行うための違反広告物簡易除却推進員(以下「推進員」という。)制度について、必要な事項を定めるものとする。

(推進団体の届出等)

第2条 自ら違反広告物の簡易除却を行おうとする者は、違反広告物簡易除却推進団体(以下「推進団体」という。)を組織し、次に掲げる図書を添付して、違反広告物簡易除却推進団体届出書(第1号様式。以下「届出書」という。)を市長に提出するものとする。

- (1) 違反広告物簡易除却推進員名簿(第2号様式。以下「名簿」という。)
- (2) 除却活動計画書(第3号様式)
- (3) 除却物の一時保管場所を示す案内図
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 推進団体は、次に掲げる要件を備えなければならない。

- (1) 推進員4名以上をその構成員として組織されていること。
- (2) 除却活動を開庁日の開庁時間内に定期的に行うことができること。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。
- (3) 除却物の一時保管場所が適正に確保されていること。

3 推進団体は、届出書及び添付書類の内容を変更しようとするときは、違反広告物簡易除却推進団体変更届(第4号様式。以下「変更届」という。)を市長に提出するものとする。

4 推進団体は、解散し、又はその活動を中止しようとするときは、違反広告物簡易除却推進団体廃止届(第5号様式)を市長に提出するものとする。

(推進員の委嘱等)

第3条 市長は、推進団体から提出された名簿に基づき、次に掲げる要件を満たす者の中から推進員を委嘱し、違反広告物簡易除却推進員身分証明書(第6号様式)及び腕章を交付するものとする。

- (1) 市内に在住し、在勤し、又は在学する18歳以上の者
- (2) 第5条第1項に規定する講習を受講した者

2 推進員の任期は、2年以内とする。ただし、市長は推進員の申出に応じて再任することができる。

3 前項の申出は、推進団体が任期の満了日の1月前までに、違反広告物簡易除却推進員再任申出書(第7号様式)を市長に提出することにより行うものとする。

4 推進員は、無報酬とする。

5 市長は、推進員としてふさわしくない行為があったと認めるときは、推進員を解任することができる。

6 推進員は、次の各号のいずれかに該当するときはその身分を失う。

- (1) 任期が満了したとき。
- (2) 市長に辞任の申出をしたとき。

7 前項第2号の申出は、推進団体が違反広告物簡易除却推進員辞任届(第8号様式)を市長に提出することにより行うものとする。

8 推進員は、第5項及び第6項の規定により解任され、又は身分を失ったときは、第1項に規定する身分証明書及び腕章等を速やかに市に返還しなければならない。

(除却活動計画外の簡易除却)

第4条 推進員は、除却活動計画書に示されていない簡易除却を行うときには、あらかじめ市と協議しなければならない。

(講習等)

第5条 市は、次に掲げる事項について、必要に応じて講習を行うものとする。

- (1) 法及び条例に関すること。
- (2) 違反広告物に関すること。
- (3) 推進員の活動に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 市は、予算の範囲内で、推進員に対し簡易除却活動に要する用具の貸与を行うものとする。

3 市は、予算の範囲内で、推進員を簡易除却活動中の事故における傷害等を担保する保険に加入させるとともに、その費用を負担するものとする。

4 市は、推進員制度について広報を行い、推進員が活動しやすい環境を整えるよう努めるものとする。

5 市は、推進員制度の目的を達成するために、越谷警察署と連携を図るものとする。

(推進員の義務等)

第6条 推進員は、簡易除却を行うときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 推進員2名以上で行うこと。
 - (2) 身分証明書を携帯し、及び腕章を着用すること。
 - (3) 関係法令、本要綱及び越谷市違反立看板等の除却等標準実施要領(平成12年6月6日制定)の規定を遵守するとともに、市の指示に従うこと。
 - (4) 違反広告物を掲出した者等との争いなどが生じたときは、現場での処理を行わず、速やかに市に報告すること。
 - (5) 簡易除却できる物件か不明確な場合は、市に連絡しその指示に従うこと。
- 2 推進団体は、除却実施後速やかに違反広告物簡易除却報告書(第9号様式)を市長に提出するものとする。
- 3 推進団体は、除却した広告物を市に引き渡すまでは当該広告物を一時保管するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成27年告示第123号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の第9号様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

附 則(平成31年告示第67号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現に改正前のそれぞれの要綱の様式の規定により作成されている用紙は、改正後のそれぞれの要綱の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則(令和3年告示第187号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現に改正前のそれぞれの要綱の様式の規定により作成されている用紙は、改正後のそれぞれの要綱の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則(令和4年告示第119号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

違反広告物簡易除却推進団体届出書

年 月 日

越谷市長 宛

団 体 名
代表者住所
代表者氏名
電 話 番 号

越谷市違反広告物簡易除却推進員制度実施要綱第2条第1項の規定に基づき、違反広告物簡易除却推進団体を組織したいので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 違反広告物簡易除却推進員数 _____名
(その他既に推進員である者 _____名)
- 2 除却活動地域 _____
- 3 一時保管場所 _____
- 4 添付図書
 - (1) 違反広告物簡易除却推進員名簿(第2号様式)
 - (2) 除却活動計画書(第3号様式)
 - (3) 除却物の一時保管場所を示す案内図
 - (4) その他市長が必要と認める書類

【記入上の注意事項】

- ※1 団体の名称をつけない場合は、団体名の記入は不要です。
- ※2 違反広告物簡易除却推進員数は代表者も含めて記入して下さい。
なお、他の団体からの移籍等で既に推進員の資格を有する者がいる場合は、外数で記入して下さい。

第2号様式(第2条関係)

違反広告物簡易除却推進員名簿

| 団体名 | | | 届出番号 | | |
|----------|-------------|---------------------------------|------------|-----------------|------------------|
| 通し 番号 | 氏 名 生年月日 | 勤務先(又は学校)名 自宅又は上記の住所 電話番号 | 講習会 受講日 | 任 期 | 身 分 証明書 番号 |
| | 年 月 日 | | ・ ・ | ・ ・ ~ ・ ・ | |
| | 年 月 日 | | ・ ・ | ・ ・ ~ ・ ・ | |
| | 年 月 日 | | ・ ・ | ・ ・ ~ ・ ・ | |
| | 年 月 日 | | ・ ・ | ・ ・ ~ ・ ・ | |
| | 年 月 日 | | ・ ・ | ・ ・ ~ ・ ・ | |
| | 年 月 日 | | ・ ・ | ・ ・ ~ ・ ・ | |
| | 年 月 日 | | ・ ・ | ・ ・ ~ ・ ・ | |
| | 年 月 日 | | ・ ・ | ・ ・ ~ ・ ・ | |
| | 年 月 日 | | ・ ・ | ・ ・ ~ ・ ・ | |
| | 年 月 日 | | ・ ・ | ・ ・ ~ ・ ・ | |

【記入上の注意事項】

- ※1 自宅住所が市内にある場合は、勤務先(又は学校)名は記入不要です。
- ※2 太枠内は空白のまま提出して下さい。ただし、他の団体からの移籍等で既に推進員の資格を有する者がいる場合は、その者のみ用紙を別にし、既に受講した講習会受講日及び現在の任期、身分証明書番号も記入して下さい。
- ※3 届出番号は、推進団体の新規の届出時以外は記入して下さい。

第3号様式(第2条関係)

除却活動計画書

団体名 _____

| | |
|-------------------|---------------|
| 代 表 者 | 氏 名 |
| | 住 所 |
| | 電話番号 |
| 主な活動予定日 | |
| 活 動 地 域 | |
| 除却物の一時 保 管 場 所 | 保管場所 |
| | 回収時の対応(鍵の有無等) |
| | 保管場所に関する連絡先 |
| | 氏 名 |
| | 電話番号 |
| 備 考 | |

第4号様式(第2条関係)

違反広告物簡易除却推進団体変更届

年 月 日

越谷市長 宛

団 体 名
代表者住所
代表者氏名
電 話 番 号

越谷市違反広告物簡易除却推進員制度実施要綱第2条第3項の規定に基づき、違反広告物簡易除却推進団体に係る事項を変更したいので、下記のとおり届け出ます。

記

1 届出番号 _____

2 変更事項等

| | | |
|------------------|-------|--|
| 変 更 事 項 | 変 更 前 | |
| | 変 更 後 | |
| 変 更 理 由 | | |

【記入上の注意事項】

- ※1 変更事項が「推進員の増」の場合は、違反広告物簡易除却推進員名簿(第2号様式)を添付して下さい。
- ※2 変更事項が「推進員の減」の場合は、減となる推進員が他団体で活動を続けないときは違反広告物簡易除却推進員辞任届(第8号様式)を添付して下さい。ただし、減となる推進員が他団体で活動を続けるときは必要ありません。
- ※3 変更後に推進員が4名未満になる場合は、違反広告物簡易除却推進団体廃止届(第5号様式)により提出して下さい。

第5号様式(第2条関係)

違反広告物簡易除却推進団体廃止届

年 月 日

越谷市長 宛

団 体 名
代表者住所
代表者氏名
電 話 番 号

越谷市違反広告物簡易除却推進員制度実施要綱第2条第4項の規定に基づき、違反広告物簡易除却推進団体を廃止しましたので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 届出番号 _____
- 2 廃止年月日 _____ 年 月 日
- 3 廃止の理由 _____

第6号様式(第3条関係)

違反広告物簡易除却推進員身分証明書

表

| | | |
|-------------------------------|---|-----|
| 第 号 | | |
| 違反広告物簡易除却推進員身分証明書 | | |
| 氏 名 | | |
| 生年月日 | | |
| 上記の者は、違反広告物簡易除却推進員であることを証明する。 | | |
| 発行年月日 | 年 | 月 日 |
| 有効期限 | 年 | 月 日 |
| 越谷市長 | | 印 |

裏

| |
|--|
| <p>1 この証明書は、他人に譲渡又は貸与してはならない。</p> <p>2 越谷市違反広告物簡易除却推進員制度実施要綱(抜粋)</p> <p>第6条 推進員は、簡易除却を行う場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 推進員2名以上で行うこと。</p> <p>(2) 身分証明書を携帯し、及び腕章を着用すること。</p> <p>(3) 関係法令、本要綱及び越谷市違反立看板等の除却等標準実施要領(平成12年6月6日制定)の規定に基づくとともに、市の指示に従うこと。</p> <p>(4) 違反広告物を掲出した者等との争いなどが生じた場合は、現場での処理を行わず、速やかに市に報告すること。</p> <p>(5) 簡易除却できる物件か不明確な場合は、市に連絡しその指示に従うこと。</p> <p>2 推進団体は、除却実施後速やかに違反広告物簡易除却報告書(第9号様式)を市長に提出するものとする。</p> <p>3 推進団体は、除却した広告物を市に引き渡すまでは、当該広告物を一時保管するものとする。</p> |
|--|

第7号様式(第3条関係)

違反広告物簡易除却推進員再任申出書

年 月 日

越谷市長 宛

団 体 名
代表者住所
代表者氏名
電 話 番 号

越谷市違反広告物簡易除却推進員制度実施要綱第3条第3項の規定に基づき、違反広告物簡易除却推進員の再任を下記のとおり申し出ます。

記

- 1 届出番号 _____
- 2 違反広告物簡易除却推進員再任申出数 _____名
- 3 添付図書
違反広告物簡易除却推進員名簿(第2号様式)

【記入上の注意事項】

違反広告物簡易除却推進員数は代表者も含めて記入して下さい。(推進員は4名以上である必要があります。)

第8号様式(第3条関係)

違反広告物簡易除却推進員辞任届

年 月 日

越谷市長 宛

団 体 名
代表者住所
代表者氏名
電 話 番 号

越谷市違反広告物簡易除却推進員制度実施要綱第3条第7項の規定に基づき、違反広告物簡易除却推進員を辞任したいので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 団 体 名 _____
- 2 団体の届出番号 _____
- 3 辞 任 する 者 _____
- 4 返却する物件等
 - (1) 身 分 証 明 書 _____枚
 - (2) 腕 章 _____枚
 - (3) ()
 - (4) ()
 - (5) ()

【記入上の注意事項】

- ※1 複数人の辞任をとりまとめて届け出る場合は、「辞任する者」欄は「別添名簿のとおり」とし、住所及び氏名を記入した名簿を提出して下さい。
- ※2 返却する物件等については、市から交付又は貸与されたものを必要に応じて記入した上で、届出時に返却して下さい。

第9号様式(第6条関係)

違反広告物簡易除却報告書(年 月分)

年 月 日

越谷市長 宛

団 体 名
代表者住所
代表者氏名
電 話 番 号

越谷市違反広告物簡易除却推進員制度実施要綱第6条第2項の規定に基づき、違反広告物簡易除却実施結果を次のとおり報告します。

| 除却日 | 除却場所 | 種 類 別 除 却 枚 数 | | | | 従 事 者 数 | 回収日 |
|-----|------|---------------|-----|-----|-----|---------|-----|
| | | 貼り紙 | 貼り札 | 立看板 | 広告旗 | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

| 月 計 | 日 数 | 除却計 | 貼り紙 | 貼り札 | 立看板 | 広告旗 | 延従事者数 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| | | | | | | | |

※太枠内は、空白のまま報告して下さい。